

## 協定項目 23 - 9 資料

### 環境衛生事業（その1）について

#### 1 協定項目の要旨・留意点

環境衛生に関する事業・制度について検討する。

し尿処理、ごみの分別・収集業務、一般廃棄物処理等に係る項目は、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないよう関係一部事務組合等と協議のうえ調整する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

#### 2 提案の理由

環境衛生事業は、住民が快適な生活環境の中で暮らせるよう、環境保全の推進、環境対策の充実強化等を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものである。

#### 3 協定(協議)先進事例

##### 兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

ごみ収集運搬業務の取り扱い

- (1) ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。
- (2) ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。

##### 宮城県加美町（平成15年4月1日 新設合併）

- (1) ごみ収集日及び収集方法については、現行のとおりとする。
- (2) 資源ごみの回収報奨金については、宮崎町の例による。
- (3) ごみ減量リサイクルに対する助成については、中新田町及び小野田町の例による。
- (4) 最終処分場の青木原ごみ埋立場については、新市に引き継ぐ。ただし、新市において正しい廃棄物の搬入が行われるよう周知し、監視を強化するとともに、必要な排水処理を行うなど適切な施設管理に努める。
- (5) 不法投棄対策の監視員については、新市において設置する。
- (6) 衛生組合連合会については、合併時に統合する。
- (7) 消毒事業については、当面現行のとおりとする。
- (8) 町民一斉清掃については、当面現行のとおり実施し、新市において調整する。
- (9) 町営墓地については、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。

##### 山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

- (1) し尿収集  
徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。
- (2) ごみ収集  
新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 指定ごみ袋  
新市に移行後、速やかに調整する。

**長崎県下五島一市五町合併協議会（平成16年8月1日目標 新設合併）**

- (1) ごみ処理の収集回数・分別方法・指定ごみ袋販売金額・指定ごみ袋販売手数料・生ごみ減量化等処理機器購入費補助金・町内一斉清掃・廃棄物処理手数料については、合併までに調整する。ただし、平成16年度については、旧市町の例による。
- (2) ごみ処理の収集運搬方法、し尿処理の収集方法・業務、火葬使用料、狂犬病予防注射会場、狂犬病予防関係の手数料、墓地については、現行のとおりとする
- (3) 廃棄物許可手数料については、福江市の例による。
- (4) 処理施設（ごみ・し尿）の業務内容については、合併までに調整する。施設については、新市に引き継ぐ。
- (5) 火葬場施設については、新市に引き継ぐ。
- (6) 火葬料助成金については、廃止する。
- (7) 犬取締については、福江市の例による。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業					専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会			
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場は現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>衛生自治団体連合会は、新市に移行後、速やかに調整する。</li> <li>環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。</li> </ul>									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	調整方針(案)
最終処分場の適正管理	<p><b>名称</b> 木場茶屋最終処分場</p> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S50.6開設</li> <li>・場内管理</li> <li>・場内の草払い、進入路等の維持管理</li> <li>・ガス管理</li> <li>・湧出ガスの燃焼管理</li> <li>・ガス管の集合化</li> <li>・湧出水流未処理</li> <li>・排水処理場の維持管理</li> <li>・処理水の水质管理</li> <li>・地元との協議</li> <li>・地元公民会との協議</li> <li>・路地整備計画</li> <li>・H7～ごみの埋立はしていない</li> <li>・災害時、クリーン作戦時の土砂搬入のみ</li> <li>・面積 62,741㎡</li> </ul>	<p><b>名称</b> 湯之牟礼最終処分場</p> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S59.4～可燃立開始</li> <li>・面積 900㎡</li> <li>・共同命令違反と認められ、かつ、処分基準違反の恐れが強い最終処分場</li> <li>・六郎ヶ迫最終処分場</li> <li>・S56.4～不燃立開始</li> <li>・面積 9,910㎡</li> <li>・共同命令の適用は無いが、処分基準違反の恐れが強い最終処分場</li> </ul> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回浸出水質検査を実施している。</li> <li>・湯之牟礼最終処分場3箇所</li> <li>・六郎ヶ迫最終処分場2箇所</li> <li>・2箇所とも平成11年4月に閉鎖</li> <li>・2箇所とも遮水工、浸出液処理設備なし</li> </ul>	<p><b>名称</b> 大内田不燃物最終処分場</p> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の草払い、進入路等の草払い</li> <li>・水質検査等の継続</li> <li>・地元との協議(H15)</li> <li>・閉鎖事業の実施</li> <li>・整備利用計画策定</li> <li>・遮水工又は浸出液処理設備を有しない最終処分場(538施設)</li> <li>・うち共同命令違反と認められ、かつ、処分基準違反の恐れが強い最終処分場(80施設)のうちの一つ。</li> </ul> <p>廃棄物処理施設整備費にて処分場の閉鎖を行う予定(補助率国庫1/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用開始 S58.5～</li> <li>・埋立終了 H16.3予定</li> <li>・面積 19,016㎡</li> <li>・毎月検査、年1検査</li> </ul>	<p><b>名称</b> 東郷町塵芥処理場</p> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積7,500㎡</li> <li>・設置1941年4月</li> <li>・搬入停止1999年4月</li> <li>・可燃、不燃物</li> <li>・遮水工無し</li> <li>・浸出液処理設備無し</li> </ul> <p>※ 共同命令、処分基準ともに適用が無いが、不適切と考えられる最終処分場</p>	<p><b>名称</b> 祁答院町上手一般廃棄物最終処分場</p> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年度より埋め立て処分は実施していないが、現在は、資源ごみ、不燃ごみの一部搬入可。随時クリーンセンターへ搬出。</li> <li>・民有地であるため、2年ごとの契約更新借地料の支払いがある。</li> <li>・将来は、埋め立て工事を行い、地権者に返還する予定である。</li> <li>・概算工事費3千万円</li> <li>・適正閉鎖をすべきである。</li> <li>・面積 約9,000㎡</li> </ul>	<p><b>名称</b> 尾橋川原粗大ごみ処分場</p> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水処理施設 無</li> <li>・遮水工 無</li> <li>・埋立中</li> <li>・1983年～2007年予定</li> <li>・水質検査 年1回</li> <li>・面積、容量 7,500㎡</li> <li>・12,500㎡ (残余7,120㎡)</li> </ul>	<p><b>名称</b> 上飯村粗大ごみ処理場</p> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄橋により、不法投棄を防止。</li> <li>・年1回、湧水の水質検査を実施。</li> <li>・処分方法は直接搬入ごみの理立処分。ごみを搬入しようとする者は、役場に届出をする。職員が内容を確認し、内容が適切であれば搬入を許可する。</li> <li>・平成9年の市町村が設置する一般廃棄物最終処分場の実態調査において、「共同命令の適用はないが、処分基準違反のおそれ強い最終処分場」であると改善指導を受けている。</li> </ul>	<p><b>名称等</b> 下飯村最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1983年～2016年予定</li> <li>・700㎡ 搬入中</li> </ul> <p>瀬々野浦地区最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1977年～2009年予定</li> <li>・388㎡ 搬入中</li> </ul> <p>手打地区最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1990年～現在休止中</li> <li>・300㎡ 休止中</li> </ul> <p>片野浦最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1990年～2013年予定</li> <li>・500㎡ 搬入中</li> </ul> <p>※4箇所最終処分場であるが、適正閉鎖をするには、数億円の出費が予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査 毎月1回</li> <li>・地下水検査 毎月1回</li> </ul>	<p><b>名称</b> 鹿島村吹切最終処分場</p> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水処理施設 無</li> <li>・遮水工 無</li> <li>・現在も埋立中</li> <li>・面積 5,025㎡</li> </ul>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場における遮水工又は浸出液処理施設の整備が必要な処分場がある。</li> </ul>
衛生自治団体連合会にすること	<p><b>(活動内容)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①環境衛生思想の普及向上に関する事項</li> <li>②環境衛生に関する調査研究及び地域組織活動の推進に関する事項</li> <li>③環境衛生行政に対する要望に関する事項</li> <li>④関係機関、団体との連絡調整に関する事項</li> <li>⑤川内市が指定するゴミ袋の仕入、卸売、販売等に関する事項</li> </ol> <p><b>(組織)</b> 川内市内における校区公民館連絡協議会で組織する。代議員に校区公民館連絡協議会長をもってあてる。</p> <p><b>(役員)</b> 会長1、副会長1、理事4、監事2 任期は1年、再任可 ※1戸当り30円負担</p>	<p><b>(活動内容)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①指定ゴミ袋の指定店への販売</li> <li>②ゴミ不法投棄防止の看板設置</li> <li>③春・夏大掃除確認調査</li> <li>④環境美化活動補助金</li> </ol> <p><b>(役員)</b> 会長1、副会長1、理事19、監事2</p> <p><b>(会費)</b> 1戸当り 200円/年</p>	<p><b>(活動内容)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①衛生思想の普及向上</li> <li>②生活環境の清掃整頓</li> <li>③そ誠、昆虫駆除薬剤散布</li> <li>④伝染病の予防と防疫対策</li> <li>⑤結核検診その他予防接種等の協力</li> <li>⑥食生活の改善研究</li> <li>⑦その他この会の目的を達するため必要な事項</li> </ol> <p><b>(役員)</b> 会長1、副会長1、理事8、監事2</p> <p><b>(組織)</b> 入来町内に居住する世帯数をもって組織</p> <p><b>(役員)</b> 会長1、副会長1、理事7、監事2 会計書記1 任期1年、再任可 ※1戸当り150円負担</p>	<p><b>(活動内容)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①衛生思想の普及向上</li> <li>②環境衛生に関する調査研究</li> <li>③関係各機関団体との連絡協同</li> <li>④研究会、講習会等の開催</li> <li>⑤その他この会の目的達成に必要な事項</li> </ol> <p><b>(役員)</b> 会長1、副会長1、理事1</p> <p><b>(組織)</b> ※1戸当り360円負担</p>	<p><b>(活動内容)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①衛生思想の普及向上及び生活環境の衛生保全に係る事業</li> <li>②ごみ減量化及び生活排水対策</li> <li>③防疫対策</li> <li>④その多目的達成に必要な事項</li> </ol> <p><b>(組織)</b> 代議員は、各地区の自治公民館長及び地区婦人会長である。</p> <p><b>(役員)</b> 会長1、副会長1、理事4、監事2</p> <p>※1地区当り5,000円</p>	<p><b>(活動内容)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①衛生思想の普及啓発</li> <li>②衛生施設の整備並びに衛生環境改善の促進</li> <li>③村の衛生行政に対する要望協力</li> <li>④村が委託する衛生処理業務</li> <li>⑤その他目的達成に必要な事項</li> </ol> <p><b>(役員)</b> 会長1、理事7、事務局長1、書記1</p>	<p><b>(活動内容)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①衛生思想の普及啓発</li> <li>②衛生環境改善の促進</li> <li>③村の衛生行政に対する要望協力</li> <li>④村が委託する衛生処理業務</li> <li>⑤その他目的達成に必要な事項</li> </ol> <p><b>(役員)</b> 会長1、副会長1、理事若干名、監事2</p> <p>※1戸当り1,200円負担</p>	<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村での取り組み等に大きな差異があり、統一に向けた調整が必要である。</li> </ul>		
環境審議会	<p>環境基本法第44条の規定に基づき、川内市環境審議会を設置し、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調整審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 17名</li> <li>・報酬 月額4,700円</li> </ul>									<p>合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市における将来の環境保全に関する基本的事項を調査・審議するため、新たに設置する必要がある。</li> </ul>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業						専門部会・分科会名		住民健康福祉専門部会 環境分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する計画（環境基本計画）は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目途に策定する。</li> <li>・環境美化推進については、合併時に川内市の例により調整する。</li> <li>・火葬場の施設及び施設使用料は現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、火葬料は、合併時まで調整する。</li> <li>・公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> </ul>									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針（案）
環境に関する計画	<p>①環境基本計画 環境保全に関する施策を体系化し、総合的に取り組める指針とする。同時に、行政だけでなく市民や事業者がそれぞれの基本的な役割を認識して環境保全活動に取り組める指針とする。</p>									<p>新市に移行後、3年以内を目途に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法で義務付けられており、今後の環境行政にとって必要な計画である。</li> </ul>
環境美化推進に関すること	<p>市、市民、事業者等が一体となって、空き缶やタバコの吸殻等のゴミの産別防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって本市の美しい自然と良好な生活環境の確保に努めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化推進のための市、市民、事業者等の責務と関係行政機関の協力等について規定（根拠法令）</li> <li>・市環境美化推進条例施行規則</li> <li>・市環境美化推進員設置要綱</li> </ul>	<p>【平成15年9月議会に提案予定】 町、町民、事業者等が一体となって、空き缶やタバコの吸殻等のゴミの散乱防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって本町の美しい自然と良好な生活環境の確保に努めることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化推進のための町、町民、事業者等の責務と関係行政機関の協力等について規定（根拠法令）</li> <li>・町環境美化推進条例施行規則</li> <li>・町環境美化推進員設置要綱</li> </ul>								<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p>
火葬場（施設・使用料）	<p>市葬祭場やすらぎ苑 嘱託員5名の交代勤務により、運転業務を行い毎年1月1日以外は開場している。施設維持のため、民間業者と保守点検等の委託契約を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設使用料</li> <li>・自販機使用料</li> <li>・火葬料</li> </ul>						<p>上甌村平良火葬場 管理及び運営に関し、平良公民館運営委員会と管理委託契約を締結している。 天災その他の理由により施設の補修等が必要な場合は、予算の範囲内で村が補助。</p>	<p>下甌村火葬場 ・火葬料のみ徴収</p>	<p>鹿島村葬祭場 ・火葬料のみ徴収</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。（施設使用料のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川内市は畜場の使用料と火葬料は別々に徴収しているが、下甌村、鹿島村は火葬料を使用料として徴収している。（施設使用料はなし）</li> </ul>
墓地（公営墓地の状況）	<p>芸ノ尾第1墓地 325区画 芸ノ尾第2墓地 201区画 市営墓地は、墓地、埋葬に関する法律に基づき、焼骨の埋蔵又は収蔵を行い、これに伴う墳墓その他の施設を設けるためその祭祀の目的の範囲内の用途に使用しなければならない。 ・使用料の徴収あり</p>	<p>樋脇町岩下共同納骨堂 ・92基 ・権利金、管理金なし</p>	<p>入来町向山墓地 ・使用料の徴収あり ・町内に住所を有する者 大内田共同納骨堂</p>				<p>壱上壺園 2,491㎡ 壺下壺園 3,788㎡ 親農壺園 2,749㎡ ・使用料の徴収なし</p>	<p>桑之浦共同墓地 中道共同墓地 長目道墓地 中野向納骨堂 桑之浦芦道睦納骨堂 児島共同墓地 ・公営墓地の管理は、それぞれの管理組合へ許可</p>	<p>いむた墓地 934㎡ 小牟田壺園 672㎡ 墓地、埋葬に関する法律に基づき、焼骨の埋蔵又は収蔵を行い、これに伴う墳墓その他の施設を設けるため、その祭祀の目的の範囲内の用途に使用しなければならない。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村で使用料の徴収等ばらばらである。</li> <li>・今までの経緯等からそれぞれの市町村で異なるため、調整が難しい。</li> </ul>